

岐阜県公報

目次

告示

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正 (環境管理課) 一八五^{ベシ}

騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する告示の一部改正 (同) 一八五

悪臭物質の排出を規制する地域の指定に関する告示の一部改正 (同) 一八六

公示

第十一次鳥獣保護事業計画の公表 (清流の国ぎふづくり推進課) 一八六

岐阜県特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)の公表 (同) 一八六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 一八六

基本測量の終了 (用地課) 一八七

落札者等に関する公示 (スポーツ健康課) 一八七

正誤

道路の供用開始中訂正 (道路維持課) 一八七

告示

岐阜県告示第百二十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示(昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

第一条中「市町村」を「町村」に改める。

別表大垣市の部から、海津市の部までを削り、同表備考を次のように改める。

- 一 この表に掲げる町(大字)・丁目(字)の名称及び区域は、昭和五十二年四月一日現在とする。ただし、垂井町の部及び北方町の部に掲げる町(大字)・丁目(字)の名称及び区域は平成元年一月二十日現在とし、八百津町の部及び御高町の部に掲げる町(大字)・丁目(字)の名称及び区域は平成六年一月三十一日現在とし、岐南町の部、神戸町の部、安八町の部及び川辺町の部に掲げる町(大字)・丁目(字)の名称及び区域は平成十年二月二十日現在とし、笠松町の部、関ヶ原町の部、坂祝町の部、富加町の部、白川町の部及び白川村の部に掲げる町(大字)・丁目(字)の名称及び区域は平成十五年一月十八日現在とし、揖斐川町の部に掲げる町(大字)・丁目(字)の名称及び区域は平成十七年一月三十一日現在とする。
- 二 関係図面は、岐阜県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百二十九号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する告示(昭和五十二年岐阜県告示第三百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

第二千三百三十号
平成二十四年三月二十一日

(水曜日)

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

題名中「騒音」を「新幹線鉄道騒音」に改める。
表 の項中「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示（昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号）第三条に定める」を「騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項に基づく」に改める。

岐阜県告示第三百二十号

悪臭物質の排出を規制する地域の指定に関する告示（昭和四十七年岐阜県告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜市の区域を除く県内全域」を「県内町村の全域」に改める。

公 示

第十一次鳥獣保護事業計画の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定による第十一次鳥獣保護事業計画を策定したので、同条第五項の規定により公表する。

なお、計画書は、岐阜県環境生活部清流の国ぎふづくり推進課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）の公表

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第一項の規定により岐阜県特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）を定めたので、同条第八項において準用する同法第四条第五項の規定により公表する。

なお、計画書は、岐阜県環境生活部清流の国ぎふづくり推進課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年三月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年二月二十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

パレマルシェ西可児店

可児市帷子新町二丁目二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パレマルシエ西可児

(変更後) パレマルシエ西可児店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パレ 外一者

(変更後) 株式会社オークワ 外二者

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

三 作業期間

平成二十三年六月十日から

同 二十四年二月二十九日まで

四 作業地域

下呂市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達物品等の名称及び数量 岐阜メモリアルセンター等駐車場課金機装置の貸借一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成23年12月16日

4 落札者を決定した日 平成24年1月27日

5 落札者の氏名及び住所 名古屋市中区錦一丁目10番1号

富士通リーヌ株式会社中部支店

支店長 松田 貴

6 落札価格 38,649,240円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県教育委員会入ポーシ健康課

所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

平成二十四年三月二日第百二十三百二十五号 道路の供用開始(岐阜県告示第九十六号)

一四 頁下段の表中

安八郡神戸町大字中沢字宮跡一六〇番一地从先から
同 郡同 町大字同 字同
一五九番地先まで

安八郡神戸町大字中沢字宮跡一六 番一地从先から
同 郡同 町大字同
一五九番地先まで

字宮

字同

の誤り。

